慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	勝部元著 現代のファシズム
Sub Title	
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1955
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.48, No.10 (1955. 10) ,p.815(77)- 819(81)
JaLC DOI	10.14991/001.19551001-0077
Abstract	
Notes	書評及び紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19551001-0077

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

し、相手方（保險者）より給付を受けることを約する有償契約であつて、その給付の支拂範圍または反對給付への關係は、保險契約者または第三者の財產或は人身に關する不確定な事實によつて定まるものである」と。

（註4）他人のためにする保險契約と云うのがあるが、この場合でも社會的常識からして、この他人と保險契約者間とに經濟的、血緣的その他なんらかの關係があり、この他人のために保險を附することがすなわち契約者自身のために好影響、好結果を齎すからであろうとされる。

（註5）A、保險の經濟的效用　㈠個別經濟的效用　1、個別經濟の信用增進　2、個別經濟資本の維持、所得保全　㈡國民經濟的效用　1、一國產業の維持・發展　2、金融力增强　㈢國際的效用　1、國際通商關係の緊密・隆昌、2、國際經濟の安定・發展。B、社會的效用　1、社會生活の安定・向上　2、事故發生の防止　3、健全な社會精神涵養。

（註6）「現實の生命保險の現象形態は、長期の養老生命保險と終身保險が大部分を占めて居るが……滿期受取りの場合を想定するのは、それを貯蓄として考えることである。」（淺井啓三氏「社會勘定上より見たる生命保險の經濟的構造」一六頁　保險學雜誌　復刊第五號　通卷第三八二號）

（註7）宇野弘藏氏「經濟原論」上卷　二六頁。

（註8）前掲「經濟學教科書」第二分册　第二篇　第一　第十二章　二九九頁。

（註9）新法律學辭典（編集代表我妻榮、有斐閣）「保險證券」八九七頁。ただし小町谷操三氏はこれを有價證券と見ている（小町谷操三氏「海上保險總論」二海商法要義下卷五　四三五頁）。

（註10）（註11）相馬勝夫氏「保險契約法通論」三六頁。

（註12）「併し乍ら、保險證券は全く移轉し得ないものではない。卽ち、無記名式の場合には無記名債權として證券の交付に依り、指圖式の場合には指圖債權として證券の裏書に依り、移轉することが出來る。」（同右　三六―三七頁）。

（註13）「資本論」の高畠素之氏譯では利用效果とし（③一一七頁）、長谷部文雄氏譯では有用的效果としている（第二部　全一九三頁）。

（註14）安部隆一氏「流通諸費用の經濟學的研究」九一頁。

（註15）Theorien über den Mehrwert, aus dem nachgelassen Manuskript „Zur Kritik der politischen Ökonomie“ von Karl Marx, herausgegeben von Karl Kautsky. I, Die Anfänge der Theorie vom Mehrwert bis Adam Smith, Friedenau 1905, Fünfte, unveränderte Auflage, Stuttgart, 1923. 長洲一二氏譯「剩餘價値學說史」第一册　第一卷　付論「生產的勞働の概念」二五三―二五四頁。

（註16）（註17）飯田繁氏「利子つき資本の理論」三〇―三二頁。

（註18）園　乾治氏「保險學」三二七頁。

（註19）ローゼンベルグ著　淡德三郎氏譯「資本論註解」（第四卷）八六―八七頁。

（昭和三十年八月十四日）

書評及び紹介

勝部　元著

『現代のファシズム』

一

四國巨頭會談は、これまでにないなごやかな雰圍氣のうちに終了し、その結果は、完全に成功であつたとは云えないまでも、相當の成果をもたらした。これによつて世界の緊張は大分やわらげられ、戰爭の危機は遠のき、米ソ兩陣營の平和的共存への希望は益々强くなつてきたかのような感がある。しかしながら、よく考えてみるとわれわれ日本人には、ただこれだけで戰爭の危險が去つたと、手放しで喜ぶことは、まだ早いような氣がしないだろうか。

一方において、話し合いによる平和への努力が叫ばれ、世界の大勢がその方向にむかつていると考えられている、まさにそのとき、新聞はつぎのような事實をもたらして、われわれをおどろかした。すなわち、アメリカ軍當局は、日本および沖繩に、いわゆる「オネスト・ジョン」と呼ばれる原子砲をおくつた、というのである。この原子砲の發射する原子彈は、かつて廣島におとされた原子爆彈の三分の二に相當する威力を發揮すると云われるが、このようなものを何故、今頃おくつてきたのか。一方、これに對して、鳩山總理は議會での質問に弱々しくつぎのように答えたといわれる。「たとえ原子兵器でも、自衞のためならばやむをえない」と。わずか數ヵ月前、鳩山は、「アメリカがもし、日本に原子兵器をもちこむようなことがあつても、わたしはこれをことわる」と云つたことは知らぬ者もない。日本の支配者たちは、いま國民をあざむいているということを、わたしはあえて云わなければならぬ。ジュネーヴでの巨頭會談で、アイゼンハウアー大統領は、ソヴェートのブルガーニン首相に「奇襲攻擊によつて、お互に被害をうけるのを防ぐために、米ソ兩國は、相互の軍事施設を飛行機上から撮影することを認め合おうではないか」と提案し、センセーションをまきおこしたが、わたしは、アイクのこのドラマティックな提案を、アメリカが原子砲を突如、日本におくつたという事實と考え合わせてみると、アイクの提案は、あたかもお芝居のようにこつけいじみたものであつたと感じないではいられない。そしてわれわれは、この事實のなかに、現代のファシズムそのものの姿をうかがうことができないであろうか。現代のファシズムは、かつてのファシズムが口を開けば、戰爭と侵略を謳歌したのとはちがつて、民主主義をとなえ、必要とならば平和をも口にする。現代のファシズムの特徵は、およそこのように巧妙である。

二

以上のように、現代のファシズムは、かつてのそれとちがつて、民主主義という粉飾をこらして登場するために、ともすればその本

質の認識において、人々は迷わされる。現代のファシズムとは一體何であるか。勝部元氏は、この深刻な問題、現代に生きるわれわれが知らねばならぬもつとも大切なファシズムの問題について、きわめて懇切に教えてくれる。わたくしは、この書の内容について、その紹介を試みると同時に、若干の感想をのべてみたいと思う。

本書は、第一部　ファシズム――その歴史と本質、第二部　戰後のファシズム、第三部　反ファシズムの斗いの三部から成つている。第一部においては、ファシズムの發展を歴史的に解明し、そのなかからその本質を把握し、第一次世界大戰後、イタリヤ、ドイツ、オーストリヤそしてスペインなどを襲つた、いわゆる古典的ファシズムについて要領よく説明されている。第二部は、第二次世界大戰後、ファシズムはどのようにして復活したか、その民主主義という必要な扮裝のもとに、ファシズムはどのようにしてその勢力をかためつつあるかという點について、とくにアメリカにおけるファシズムの發生過程を歴史的に明らかにすることによつてその特質を追究し、アメリカ型ファシズムとしての、マッカーシーイズムの政治的經濟的基盤を明らかにしている。そしてこの第二部に本書の力點がおかれもつとも重要な部分を成すものである。また第三部においては、ファシズムに對する反對斗爭が、戰前戰後を通じてどのように展開されたか。とくに戰前の反ファシズム斗爭は、何故に失敗しなければならなかつたかという點を通じて、その教訓をみちびき出している。

本書を通讀してすぐわかることは、著者が、現代のファシズムをもつて、何よりもウォール街を中心とするアメリカ獨占資本の政策、もつとも反動的な、もつとも露骨な世界支配の政策であるとしていることであつて、アメリカにおけるファッジョ運動の歴史を、アメリカ資本主義の發展、云いかえればアメリカ獨占資本の形成過程のなかに把握しておられる點は注目されねばならない。

云うまでもなく、最初にファシズム勢力が世界の注目をあび、ついにそれが政權を奪取するに至つたのは、一九二〇年代のイタリヤにおいてであつた。その後一九三三年、ヒットラーはドイツにおいて政權を掌握するや、共産黨や社會民主黨などの民主的勢力を徹底的に彈壓し、ムッソリーニと結び、その後スペイン内亂において反革命軍を援け、ついにヨーロッパは一時ファシストの手に歸したかの觀があつた。一九三〇年代の初頭に、その最高潮に達した世界大恐慌は、このファシスト勢力の伸張に拍車をかけたが、しかしそれはまた、ブルジョア民主主義が強く根をはつているはずのイギリスやアメリカでさえも不安動搖をまぬがれなかつたのだ。資本主義體制を根底からゆり動かし、資本家には「過剰生産の嘆き」を、勞働者大衆には「飢餓の叫び」を、發せしめたこの全般的危機をのりこえるための手段として、考えられるものは、つぎの二つしかないと考えられた。㈠ファシズムに政權を賣りわたすことによつて、侵略と戰爭への途を歩むこと、㈡資本主義制度を打倒して、社會主義政權を樹立すること。資本主義國家みずから第二の途をえらぶことはありえないし、ドイツ、イタリヤ、スペインそして日本などは第一の途、すなわち、侵略と戰爭への途をえらんだ。しかしながら、イギリス、アメリカなどはこれと異なるいわば第三の途を歩んだ。すなわち、イギリスでは、勞働黨のマクドナルドを首班として、いわゆる擧國一致内閣という形であらわれた。これが、勞働黨の「たましい」を保守黨に賣りわたしたものであることは有名であるが、これは要するに、勞働黨の社會改良政策が失敗した結果にほかならない。

アメリカでは、一九三二年フーバーを破つて大統領に就任したルーズヴェルトは、いわゆるニュー・ディール政策を行つて、この危機をのりこえようとした。それは、㈠めちやめちやになつた銀行制度を再建すること、㈡崩壞にひんした企業を巨額の貸付、補助金で救濟すること、㈢民間資本の投資を促進すること、㈣インフレーションの傾向をひきおこすことによつて下落した物價をひきあげること、㈤作付面積の削減と作物の破棄によつて農業の過剰生産を克服すること、㈥農場および家屋の所有者を、抵當權の執行から保護すること、㈦公共事業をおこすことによつて雇用力を生みだし、大衆の購買力を増大させること、㈧飢餓にひんしている失業者に最低限の救濟をあたえることをめざしたものにすぎなかつた。ニュー・ディールは、重病にかかり、危機におちいつたアメリカ資本主義に、注射をあたえてなおそうとするものであつたし、また戰斗的な氣分にもえていた勞働者、農民大衆をうまく制禦し、「革命的行動をしないようにするものであつた」（五七―五八頁）。つまり著者によれば、ルーズヴェルト政權とそのニュー・ディール政策は、ごく初期のものと、一九三四年頃以降、三六年以降、戰時中、とそれぞれ時期によつて異つており、とくに初期の全國産業復興法は、ムッソリーニの組合國家に類似のファシスト的な側面をもつていた。しかし初段階をのぞき、その後の過程を全體としてみるとき、それはまだ一定のブルジョア民主主義の枠内にとどまるものであり、ブルジョア民主主義を裏切つてファシズムへの道を直接助長するファッショ化段階の政府や政策であつたとはいえない、というのである（六一頁）。要するに、アメリカにおけるファシズムは、一九三〇年代には、その危險性はみとめられたけれども、支配的な力となることはなく、その基盤も弱かつたと云うことができよう。

三

戰後におけるアメリカのファシズムといえば、われわれは直ちにマッカーシーイズムを考える。實にマッーカーシーイズムは、アメリカにおけるファシズムそのものにほかならない。すなわち、その强調する赤狩りと氣違いじみた反共宣傳は、かつてのヒットラーのデマゴギーを想わせるものがあつたが、しかしそれは、突如として、何の前ぶれもなく出現したものではない。それどころか、アメリカの社會がぬきさしならぬ危機におちいり、アメリカの政治がファッショ化してきたからこそ、マッカーシーイズムは、その猛威を振うことができたのである。著者は、しのびよるファシズム、つまり、戰後、一九四五年以後、トルーマン政府のもとに急速に反動化していつたアメリカの政治について、つぎのように云つている。アメリカの政治體制のファッショ化、すなわちドイツのブリューニング政府やイタリヤのファクタ政府に比すべき前ファシズムの過程は、この冷戰の開始とともにはじまつた。最初ははつきりしない形で、なしくずしに、アメリカ人民の獲得した民主的權利が、一つ一つ奪われてゆくのであると（九九頁）。

元來アメリカでは黒人に對する人種的偏見が強く、黒人に對する差別制度はいちじるしく學校、敎會、レストラン、病院、ホテル、汽車、電車、居住地域などがすべて白人と差別されていることは勿論、黒人勞働者はいちじるしく低い賃金と生活條件を强いられ、このために白人勞働者と黒人勞働者との同盟はひきさかれているのであつて、これこそ、かつてナチスがとなえた「血の純潔」、ユダヤ人迫害にも比せられるであろう（七八―七九頁）。以上のようにのべて、著者は、アメリカ型ファシズムの基盤のひとつについて指摘しているが、しかし、アメリカがはつきりとファシズムへの途を歩みはじめたのは、朝鮮動亂を契機としてであつた。それ以前から、すでに共産主義の脅威のかけ聲とともに、一九四七年タフト・ハートレー法が成立し、官吏忠誠令も出されて、勞働運動はその自由な活動を失い、ついに一九四八年八月、アメリカ共産黨幹部W・Z・フォスター、書記長E・デニス以下の十二人の人々は追放され、ついに永久にブルジョア・デモクラシーが勝利をほこるかに見えたアメリカにも、ファシズムは公然と支配力をもつようになつた。こうしてまたアイゼンハウアーの登場する準備はととのえられた。朝鮮動亂の終結を約束して大統領になつたこの軍人政治家の背後には著者によれば、ロックフェラー、デュポン、モルガン、メロンのような大財閥がひかえており、アイゼンハウアー内閣の成立はビッグ・ビジネスのうちの最大のものが、國の政治に對して無制限の支配をおこなうべくのりだしてきたことを意味していると（一三一頁）。

云うまでもなく、アイゼンハウアー個人が、どんなに善意の人であろうとも、アイゼンハウアー政權がファシスト的でないとは云えない。しかしながら、假にアイゼンハウアー政府が、どんなにファシスト的であろうとも、それは直ちに戰爭の勃發につながるものではない。ひと昔前の世界においては、ファシズムの支配はすなわち戰爭と侵略を意味した。しかし二十年後の現在では、ファシズムをはばみ、これと斗う世界の大衆の力は、かつて見なかつたほど巨大なものとなりつつある。かつて、ムッソリーニやヒットラーは、少しの遠慮もなく戰爭を讃美し、侵略を謳歌した。しかし現代のファシズムは、少くとも戰爭を口にすることをはばかり、平和の名にかくれようとする。現代のファシズムが、その手段において、それだけ巧妙になつたことは疑い得ないが、それは一方において、ファシズムを警戒し、その勢力の增大をおさえようとする人民大衆の力が、たくましく成長していることにほかならない。ファシズムを憎み、自由と平和を熱烈に愛好する者は、何人もファシズムの本質的な特徴を把握すると同時に、この事實をも見逃してはならない。

本書は戰後のファシズムについて、きわめて要領よくまとめられており、好著であることは云うまでもない。しかし、やはり缺點と思われる點も、强いて云えば無いこともない。まず第一に、筆者は「はしがき」のところで、「このつたない仕事が、平和と民主主義と民族獨立のための現在の日本國民の斗いに、少しでも役立つならば、それはどんなにうれしいことだろう」と云つて居られるようにこの書は何よりも廣く一般大衆、とりわけ勤勞者大衆に讀まれなくてはならない。だとすれば、その文章の點で、まだ生硬の感があると思う。詳しく指摘することは餘白もないので省略するが、第一部から第二部に入るにつれて、そういう傾向が感じられた。第二に、現代のファシズムとは、金融資本のもつとも反動的な、もつとも排外主義的な、もつとも帝國主義的な現象であつて、それはアメリカ帝國主義を頂點として、これに從屬するあらゆる資本主義諸國はかたく結びつけられている。そしてこのいわば隷屬的な政治體制――日本の鳩山内閣、アデナウアー政權、蔣介石政權、李承晩政權、ピプン政府、バオ・ダイ政權など――が、世界のファッショ化の過程において、どのような役割を果しているかについて、今少しのべられてもよいのではないだろうか。（岩波新書、昭和三〇年六月二〇日發行、一〇〇圓）

（飯田　鼎）

W・C・ベホーテガイ

『自動車タイヤ業界における再販賣價格維持制度』

W. C. Behoteguy, "Resale Price Maintenance in the Tire Industry." (The Journal of Marketing, vol. 13, No. 3, January 1949.)

再販賣價格維持制度乃至公正取引制度の問題は特に英米兩國においては既に七十餘の歷史をもつたかなり古い問題であり、殊に合衆國においては此の問シャーマン反トラスト法との關聯において此の制度の功罪をめぐつて激しい議論が闘わされて來ており、又聯邦取引委員會の再度に及ぶ調査報告書をはじめとして公私の此の問題の研究文獻も既に少なからず發表せられて來ている。にも拘らず、今日においても依然此の論爭は解決せられることなく、むしろ之等の論爭や文獻はその支持者達を愈々熱心な支持者たらしめ、その反對者を愈々强固な反對者たらしめて、その對立の溝を一層深めて來ている觀がある。此の事の由つて來たるところは問題の絶對的複雜性にあることは明かである。が、又それがもたらす效果についても必らずしも一義的に結論を求めることは困難であつて、夫々の業界における特殊事情はその評價に當つて十分考慮されなければならない。從つて吾々が此の制度の效果を問題とする場合においても一般的な形においてではなく、むしろこれを具體的な業種において理解して行く以外はなく、その意味において此處に紹介しようとする自動車タイヤ業界における本制度適用上の問題をとり上げた論文は十分注目されなければならないであろう。

カルフォルニアにおいて自動車タイヤ業界にはじめて此の制度が採用されたのは一九三七年であり、販賣業者の同意をえて數人の製造業者側の發意によつてはじめられた。だが此の業界においては此の計畫を援助する藥品小賣業におけるような販賣業者の强力な組織は何等存在しなかつた。にも拘わらず、カルフォルニアにおける此の試みは少くともその當初は極めて好調のように思われたのである。もつともその間においても非合法の値引は依然行われていたのであるが、公正取引價格の定められたタイヤの値引廣告は忽ち姿を消し、又四販賣に用いようとしての悪德販賣業者の有名商標品獲得の活動もかなり減少して行つた。かくして製造業者も又販賣業者も